

収納課、十和田湖支所などで手続きできます。納税通知書、通帳、届け出印を持参ください。 問い合わせ先 収納課 (☎内線192)

お知らせ

information

暮らし

市税の夜間納付・相談窓口開設のお知らせ

日中の来庁が困難な場合はご利用ください。

■夜間納付窓口

とき 9月6日(月)～10日(金)

10月4日(月)～8日(金)

午後5時30分～8時

■夜間納付・相談窓口

とき 9月27日(月)～10月1日(金)

午後5時30分～8時

■夜間納付・相談窓口

とき 9月27日(月)～10月1日(金)

午後5時30分～8時

宝くじ助成金で整備しました

平成22年度一般コミュニティ助成事業で八郷町内会の備品を整備しました。

助成金額 200万円

整備したものの テレビ、ラジオカセット、テーブル、ホワイトボード、保管庫、折りたたみイスなど

問い合わせ先 生活環境課

(☎内線2263)

市役所代表 ☎235111

ホームページアドレス

http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/

記事中で電話番号がない場合は、市役所代表番号(☎235111)をダイヤルし、内線番号または課名をお話してください。費用などの記載がないものは無料です。

▶ 9月の無料相談のご案内

内容	日時
行政相談	9月6日(月) 午後1時～3時
行政・人権相談	9月13日(月) 午後1時～4時
不動産相談	9月9日(木) 午後1時～3時
人権相談	9月24日(金) 午後1時～3時
司法書士相談	9月16日(木) 午後1時～3時 ※9月9日(木)から予約受付
消費生活苦情相談	9月1日(水)・15日(水) 午後1時～3時

ところ 生活環境課内市民相談室
申し込み先 生活環境課 (☎内線223)

▶ 虐待・育児の相談

申し込み先 福祉課 (☎内線259)

▶ DV被害・離婚などの相談

申し込み先 福祉課 (☎内線272)

老人福祉大会開催

高齢者の長寿を祝い、老人福祉大会を開催します。

対象 概ね70歳以上の市民

とき 9月29日(水) 午後1時30分

ところ 市民文化センター

内容 式典、保育園・老人クラブなど

によるアトラクション、演歌堂出演

※旧十和田湖町地区のかたは送迎バス

をご利用ください。時間などは、毎

戸配布のチラシでご確認ください。

問い合わせ先 高齢介護課

(☎内線295)

農業用施設を使用・管理しているかたへ

大雨や地震により農業用施設(頭首工・ため池・用水ポンプ・用排水路・農業用道路など)が被害を受けた場合、災害復旧事業の対象になります。

災害復旧事業の申請には日常の維持管理、運転、点検を行っている状況の

写真と日報が必須です。日ごろから写

真と日報を整理しておくとともに、災

害発生時はおおむね10日以内に申請

してください。

問い合わせ先 土木課

(☎内線377)

重度心身障害者医療費受給者証などの更新について

現在、交付している重度心身障害者医療費受給者証および重度心身障害者医療費受給者決定通知書の有効期限は9月30日(木)です。更新手続きが必要になりますのでご注意ください。

▼受付期間

国民健康保険に加入のかた

9月下旬に郵送される新しい被保険者証が届いてから9月30日(木)まで

▼国民健康保険以外に加入のかた

9月17日(金)～9月30日(木)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

受付場所 福祉課(市役所新館1階)

十和田湖支所市民生活係

※十和田湖支所で手続きした場合、受給者証などの交付は後日郵送となります。

持ち物 ①印鑑②健康保険証(国民健康保険のかたは、新保険証)③重度心身障害者医療費の受給者証または決定通知書④身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先 福祉課

(☎内線264)

10月1日から米のトレーサビリティ

制度が始まります

米およびその加工品を追跡するため、米穀事業者は出荷の記録を10月

から、産地情報の伝達を平成23年7月

から法律で義務づけられます。

問い合わせ先

東北農政局青森農政事務所地域第二課 (☎0178-292113)

住民基本台帳による人口と世帯

(7月末日現在・かっこ内は前月比)

人口	66,127人 (-11人)
男	31,824人 (-7人)
女	34,303人 (-4人)
世帯数	26,822世帯 (+16世帯)

平成22年の交通人身事故

(7月末日現在・かっこ内は前年同期比)

延べ発生件数	162件 (-58件)
死者	1人 (±0人)
傷者	199人 (-91人)
飲酒による事故	1件 (-1件)

(十和田警察署調べ)

国民健康保険被保険者証の郵送について

国民健康保険被保険者証が10月1日から更新となります。

被保険者証は、9月下旬に住所地の世帯主あてに郵送します。

特別な事情などで、住所地に居住していない世帯のかたは、郵便局で転送の手続きをするか、国保年金課窓口で転送依頼の申請が必要です。

※転送依頼の申請は、9月15日(水)まで

にお願いします。

※世帯員全員の転送以外は対象になり

ません。

問い合わせ先 国保年金課

(☎内線249)

10月1日から米のトレーサビリティ

制度が始まります

米およびその加工品を追跡するため、米穀事業者は出荷の記録を10月

から、産地情報の伝達を平成23年7月

から法律で義務づけられます。

問い合わせ先

東北農政局青森農政事務所地域第二課 (☎0178-292113)